

医療機関等との関係の透明性に関する指針

2017年9月1日 現在

マイラン EPD 合同会社

1. 透明性に関するマイラン EPD 合同会社の姿勢

マイラン EPD 合同会社（以下「マイラン EPD」）は、患者様・国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、日本製薬工業協会が公表している「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、マイラン EPD が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からのさらなる高い信頼を得られることを目指し、ここに「医療機関等との関係の透明性に関する指針」を定め、マイラン EPD における行動指針とする。

2. 公開方法

マイラン EPD のウェブサイト（www.mylan.co.jp）を通じて、マイラン EPD に関する情報を一括して公開する。

なお、4. 公開対象の「C. 原稿執筆料等」についての個別の支払件数および総額に関しては、マイラン EPD 所定の開示請求手続による請求に基づき、個別に開示する。

3. 公開時期

2015 年度分以降毎年度分の資金提供、謝礼等および労務提供の有無を当該年度の決算終了後に公開する。

4. 公開対象

A 研究費開発費等

- (1) 研究開発費等の支払いについては、提供先（施設）毎に年間の支払件数および総額を公開する。
- (2) 研究費開発費等には、G C P 省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、新薬開発の治験及び製造販売後臨床試験に関する費用が含まれる。また、G P S P 省令、G V P 省令などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれる。具体的な費用は、共同研究費、委託研究費、臨床試験費、製造販売後臨床試験費、副作用・感染症症例報告費、製造販売後調査費などである。

B 学術研究助成費

- (1) 学術研究助成費の支払いについては、提供先（大学名、教室名、学会名等）毎に年間の支払件数および総額を公開する。
- (2) 学術研究助成費とは、学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄付金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄付金、学会共催費をいう。

C 原稿執筆料等

- (1) 原稿執筆料等の支払いについては、支払先の大学・病院の担当教授・医師毎に年間の支払件数および総額を公開する。
- (2) 原稿執筆料等とは、当社グループ医薬品等の医学・薬学に関する情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する対価等であり、講師謝金、原稿執筆料・監修料、コンサルティング等業務委託費などをいう。

D 情報提供関連費

- (1) 情報提供関連費の支払いについては、年間の総額（講演会費および説明会費については年間の件数および総額）を公開する。
- (2) 情報提供関連費とは、医療関係者に対する当社グループ医薬品等の医学・薬学に関する情報提供に必要な講演会、説明会等の費用であり、講演会費、説明会費、医学・薬学関連文献等提供費などをいう。

E その他の費用

- (1) その他の費用が発生した場合は、年間の総額を公開する。
- (2) その他の費用とは、社会的儀礼としての接遇等の費用をいう。

以上